

ICカード利用規約

第1条(目的)

阿武山ゴルフセンター(以下「当練習場」といいます。)において使用する阿武山ゴルフセンターICカード(以下「カード」といいます。)については、本規約に則って取扱うものとし、カードの所持者(以下「利用者」といいます。)は、本規約に従ってカードを利用するものとします。

第2条(登録)

カードの利用にあたっては、利用者本人が、所定の申込み用紙に必要事項を記入し、利用者登録するものとします。

第3条(カードの発行)

- カードは申込者1名につき1枚を登録申込みと同時に発行します。
- カードは利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与することはできません。
- 前2項に違反してカードが不正に使用された場合、そのために生じる一切の債務及び損害が発生した場合には利用者がその責任の全てを負うものとします。

第4条(入金)

- カードをご利用の際は、あらかじめ利用金額をカードへ入金していただきます。
- 入金は自動入金機をご利用ください。
- 最低入金額は3,000円です。
- いかなる場合も未使用残高の返金、ポイント等の換金はいたしません。

第5条(カードの利用の停止・利用資格の喪失)

- 利用者が本規約に違反した場合もしくは違反するおそれがある場合、その他カードの利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は何らの通知をすることなく、直ちにカード利用を一時停止する措置をとることができます。
- カードの利用状況が適当でないと当練習場が判断した場合、その他練習場が必要と認めた場合、当練習場は何らかの通知、催告を要せずしてカードの利用資格を喪失させ、かつカードを無効とすることができるものとします。この場合利用者は当練習場に直ちにカードの返却を行うものとします。

第6条(カードの紛失、盗難)

カードを紛失し、または盗難にあった場合の利用者の損害について、当練習場は一切の責任を負いません。

第7条(カードの再発行)

- カードの紛失や破損により、利用者から再発行の申し出があった場合、本人確認のうえ、再発行手数料として300円を頂戴いたします。なお、その際、以前のカードは無効となります。

- カードのご利用可能残高は、電磁記録、センター保存の記録等を統合して推計します。

第8条(失効)

カードの最終ご利用日から1年が過ぎた場合、カード(残金額・プレミアム残金額・ポイント含む)は失効します。

第9条(登録事項の変更)

カードの利用者は住所、氏名、電話番号等、登録の際の届出事項に変更が生じた場合は、すみやかに当練習場へ連絡するものとします。

第10条(不慮の事故による損害)

天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当練習場は責任を負いません。

第11条(規約の改定)

- 本規約は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。その場合は練習場内に掲示いたします。
- 当練習場は運営上の都合や損害の発生、その他の事由により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- 前二項の場合において、当練習場は一切の責任を負いません。

第12条(個人情報目的)

お客様からいただいた個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外には使用することはありません。

- 何らかの理由でお客様にご連絡を取る必要が生じた場合。
- 当練習場のサービス案内。
(お知らせ等の案内が不要な場合はカードお申し込み時にお伝えください)
- マーケティング活動のための基礎データ。
- カードの再発行を行う場合。

第13条(個人情報の提供について)

お客様からいただいた個人情報を以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に開示または提供いたしません。

- 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合。
- 施設内においての事故等により保険会社に提供する場合。

以上
2021年4月26日制定
2023年6月12日改定